平成２２年（フ）第１６８０号
埼玉県鳩ケ谷市緑町２丁目９番地の11　パークシティ鳩ヶ谷204号、旧住所東京都北区志茂４丁目14番１―302号　マンションベアーズ
債務者　根本　広子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９３号
さいたま市西区三橋６丁目1645番地１　マーレム大宮408号室
債務者　三瓶　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２５号
さいたま市大宮区桜木町４丁目50番地　大宮桜木町アパート402
債務者　鳥澤　麗子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４０号
埼玉県川口市飯塚１丁目２番11号　石川ビル101号
債務者　結城　真理
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７２号
埼玉県上尾市中妻３丁目22番地５　ラフォーレ上尾Ｂ―２
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
福井県越前市中野町第８号23番地、旧住所福井県丹生郡越前町小樟第３号20番地
債務者　新谷智英美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
福井県大野市不動堂第19号38番地
債務者　萱岡　誠治
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
福井県あわら市河間第６号１番地16
債務者　大幸　沙織
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
福井県越前市御幸町10番28号
債務者　竹下　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
福井市加茂河原１丁目６番７号　マエダ荘201号、旧住所福井県大野市高砂町５番３号
債務者　森　　眞治
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
福井県越前市妙法寺町第22号９番地の２　加藤マンションＡ、旧住所福井県越前市芝原５丁目11番15号　花木三雄方
債務者　清水真奈美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
福井市若栄町1355番地　南本方
債務者　内田　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
静岡県下田市中497番地の２
債務者　椙下　哲夫
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２８１号
三重県四日市市尾平町3768番地291
債務者　福井美賀子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
三重県四日市市堂ケ山町637番地
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
三重県四日市市小古曽２丁目３番２号
債務者　内山　博子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
三重県いなべ市北勢町麻生田3624番地１
債務者　クラウジオ　ブゾンこと　ブゾンクラウジオ
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係